

平成30年5月17日



担当課	市政情報課
担当者	清水・井口
電話	(073) 435-1212
内線	2753

自治体ポイント及び図書館での利用開始について ～マイナンバーカードの多目的利用を推進！～

マイナンバーカードの普及促進及び市民サービスの向上を図るため、国の実証事業（※）に参加し、以下のサービスを開始します。

- ◇ 平成30年7月開始予定
- ◇ 図書館利用券としての利用は県内初



自治体ポイントに交換することができる 利用者

①自治体ポイント

クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージなどを自治体ポイント（和歌山市のポイント）に交換し、通販サイトでの地域物産の購入や市施設での支払いに利用できます。



メリット

- 【利用者】 保有したまま眠っている各種ポイントなどを有効活用できる。
- 【事業者】 全国サイトに掲載されることで、商品のPRや販路拡大が期待できる。
- 【自治体】 自治体ポイント紹介サイトを通じて、全国に地域の魅力を発信・プロモーションできる。

ポイントを使う

●インターネットによる地域物産の購入

自治体ポイント通販サイト「めいぶつチョイス」を通じて、全国に和歌山市の特産物や市産品をPRします。全国どこからでも購入可能です。

●市施設（博物館、和歌山城天守閣、わかやま歴史館、こども科学館）の入館料

ポイントをためる

高齢者が介護施設でのボランティア活動に一定回数取り組んだ場合に、自治体ポイントを付与します。（現金または自治体ポイントの選択制）

②市民図書館（西分館、コミュニティセンター図書室含む）利用券としての利用

利用に当たり、事前に準備いただくもの

- マイナンバーカード
- パソコン（インターネットに接続しているもの）
- ICカードリーダー（マイナンバーカード対応のもの）



※国の実証事業（マイキープラットフォーム構想）

マイナンバーカードの電子証明書を利用して様々なサービス呼び出すための情報基盤（マイキープラットフォーム）を活用し、国民の利便性向上や地域経済の活性化を目指す取組